



税の申告は 正しくお早めに

町県民税や所得税の申告時期です。申告が必要か確認し、該当する場合は早めに準備して、申告会場で提出するか、郵送、持参、電子申告（確定申告のみ）のいずれかの方法で提出してください。

幸田町役場での申告相談

源泉徴収票などを基に申告書を作成・受付します。ご自身で申告書を作成することができない場合にご利用ください。

日時	受付のできる申告	申告会場
2月14日⑨～3月15日⑩(土日祝日を除く) 午前9時～正午、午後1時～4時	町県民税の申告	役場4階ホール
2月16日⑪～3月15日⑩(土日祝日を除く) 午前9時～正午、午後1時～4時	所得税の確定申告 (確定申告書Aのみ)	

重要

申告相談のインターネット予約受付中!

URL : <https://airrsv.net/kota-kakutei/calendar>



←申告相談の
インターネット
予約はこちら

*申告会場の混雑を避けるために、インターネット予約を導入します。当日整理券は従来どおり配布しますが、数に限りがあり、インターネット予約の方が手軽で確実なため、予約されることをおすすめします。なお、**電話や役場窓口での予約は受け付けておりません。**

*当日整理券は午前7時30分～8時30分は役場正面玄関前で、午前8時30分～午後4時は申告会場で配布します。1時間単位で受付可能枠を設け、整理券がなくなり次第受付を終了させていただきます。

*確定申告期間中は、提出箱を税務課（1階6番窓口）に設置します。申告相談期間中は大変混み合いますので、ご自身で申告書を作成した人は提出箱をご利用ください。

役場で申告相談ができない確定申告

以下の申告は役場で相談・受付ができませんので、岡崎税務署で申告相談をしてください。

- ①事業所得、不動産所得、土地・建物や株式などの譲渡所得がある申告（確定申告書B）
- ②住宅借入金等特別控除、雑損控除を受ける申告
- ③海外に居住している親族を扶養に入れる申告
- ④亡くなった人の申告（準確定申告）
- ⑤損失の申告
- ⑥過年分（令和2年分以前）の申告
- ⑦FXなどの金融商品や暗号資産の申告

感染防止のためにネット申告を!

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため、ご自宅から申告できるe-Taxまたは「確定申告書等作成コーナー」をぜひご利用ください。

ご利用は国税庁ホームページからアクセスしてください!

*詳細はP4をご覧ください。

確定申告書作成コーナーはこちら→

*2次元コードのリンク先は予告なく変更または削除する場合があります。



医療費控除の申告は明細書の作成が必要です

令和2年分の申告からは「医療費控除の明細書」がないと申告できませんのでご注意ください。

＊税務署から求められたときに提示または提出をしなければならないため、医療費の領収書（医療費通知に係るものを除く）は自宅で5年間保管する必要があります。

＊様式は税務課窓口で配布しています。また、国税庁ホームページからダウンロードすることもできますので、印刷してご利用ください。

医療費控除の明細書の記載例

幸田太郎さんの例（生計が同じ妻：花子さん）

幸田太郎さんが受けた医療

2月18日

■●病院 診療 6,000円 ①

5月28日

■●病院 診療 3,400円 ①

▲▲薬局 医薬品 700円 ②

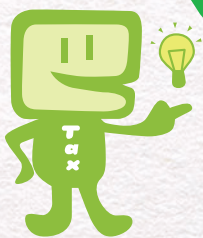
幸田花子さんが受けた医療

9月13日

〇〇診療所 医療 3,300円 ③

医薬品 1,100円

●医療を受けた人
●病院・薬局
ごとに医療費を合計して
記載します。



2 医療費（上記1以外）の明細

(1)医療を受けた方の氏名	(2)病院・薬局などの支払先の名称	(3)医療費の区分	(4)支払った医療費の額
① 幸田 太郎	■●病院	☒ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	9,400円
② 同上	▲▲薬局	☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☒ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	700円
③ 幸田 花子	〇〇診療所	☒ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☒ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	4,400円
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	

セルフメディケーション税制の明細書は国税庁ホームページからダウンロードしてください。

平成令和 年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住 所 _____ 氏 名 _____

1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の1～④を記入します。
※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。
(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)
①被保険者の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、
④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥療養を受けた期間

① 医療費通知に記載された医療費の額	② ①のうちその年中に実際に支払った医療費の額	③ ②のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
円	円	円

2 医療費（上記1以外）の明細

「領収書1枚」ことではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1)医療を受けた方の氏名	(2)病院・薬局などの支払先の名称	(3)医療費の区分	(4)支払った医療費の額	(5)④のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	円	円
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		

無料税務相談所のご案内

税理士による無料税務相談所が開設されますのでご利用ください。

と き 2月7日⑨～28日⑨（土日祝日および17日⑩を除く）

午前10時～午後4時30分（正午～午後1時を除く）

ところ 岡崎シビコ1階（岡崎市康生通西2丁目20-2）

＊会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券の配布状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。なお、「入場整理券」は、当日会場で配布を行います。オンラインによる事前発行はありません。

問合せ 岡崎税務署 ☎(0564)58-6514

岡崎税務署での申告相談

日時	受付のできる申告	申告会場
① 2月16日(水)～3月15日(火) ② 2月16日(水)～3月31日(木) (土日祝日を除く。ただし、 2月20日(日)、27日(日)は開設します) 午前9時～午後5時(相談受付終了時刻は午後4時)	① 所得税・贈与税の 確定申告 ② 消費税の確定申告	岡崎合同庁舎5階大会議室 (岡崎市羽根町字北乾地50-1 シビックセンター隣)

*パソコン・ご自身のスマホやタブレットを利用して確定申告書を作成します(ご自身で入力操作などをしていただきます)。

*申告書の提出のみの人は税務署1階で提出してください。

*会場の混雑緩和のため、入場には「入場整理券」が必要です。整理券は、会場での当日配布またはオンラインでの事前発行が可能です(利用開始時期などについては国税庁ホームページをご覧ください)。なお、整理券の配布状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。

*公的年金を受給されている人を主な対象として2月1日(水)～15日(金)に申告相談を行います。

ご自宅からのe-Tax申告のご案内

令和4年1月からは、e-Taxの利用がさらに便利になりました! また、「確定申告書等作成コーナー」では、自動計算や自動入力機能を利用して、お手軽に所得税の確定申告書が作成できます!

書き方や計算が
分からない...



入力が
面倒...



会社が
休めない...



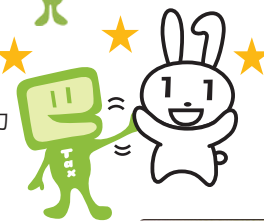
自動計算

画面の案内に沿って入力
すれば税額まで自動計算



自動入力

マイナポータル連携や過去の
申告データを利用して自動入力



自宅から

マイナンバーカードと
スマホでe-Tax!



★ICカードリーダライタなしで!

パソコンの画面に表示された2次元コードをスマホ(マイナンバーカード読取対応)で読み取れば、マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信できます。

★スマホのカメラで源泉徴収票を自動入力

スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、金額や支払者情報などが自動で入力されます。

★スマホ専用画面の対象範囲が拡大!

特定口座年間取引報告書・上場株式などの譲渡損失額(前年繰越分)・外国税額控除が追加されました。

確定申告書の作成方法
は動画でチェック



問合せ 岡崎税務署 ☎(0564)58-6514



動画で見る確定申告

検索

所得税および復興特別所得税の確定申告について

■確定申告が必要な人

- 1 給与所得がある人
- ① 給与の収入金額が2000万円を超える人
- ② 給与を1カ所から受けていて、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超える人
- ③ 給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が20万円を超える人

2 公的年金などに係る雑所得がある人

公的年金などに係る雑所得のみで、公的年金などに係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと、残額がある人

*ただし、公的年金などの収入金額が400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下であるときは、申告は必要ありません。

3 各種の所得金額の合計額（譲渡所得や山林所得を含む）から、所得控除を差し引き、その金額（課税される所得金額）に所得税の税率を乗じて計算した税額から配当控除額を差し引いた結果、残額のある人

*1〜3に当てはまらない人であっても、上場株式などに係る譲渡損失と配当所得との損益通算および繰越控除の特例の適用を受ける人などは確定申告書の提出が必要です。

■確定申告をすれば税金が戻る人

確定申告の必要がない人でも、次のいずれかに当てはまる人で、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている場合には、還付を受けるための申告（還付申告）により税金が還付されます。

- ① 年の途中で退職し、年末調整を受けずに源泉徴収税額が納め過ぎとなっているとき
- ② 一定の要件のマイホームを取得などして、住宅ローンがあるとき
- ③ マイホームに特定の改修工事をしたとき
- ④ 災害や盗難などで資産に損害があるとき
- ⑤ 多額の医療費を支出したとき
- ⑥ 特定の寄附をしたとき

■確定申告に必要な持ち物

- ① 税務署から送付されたお知らせはがきまたはお知らせ通知書および確定申告書類（いずれも郵送された人のみ）
- ② マイナンバーカードまたはマイナンバーを確認できる書類および身元確認書類
- ③ 前年の申告書の控、利用者識別番号の分かる書類
- ④ 源泉徴収票の原本（給与や年金がある場合）
- ⑤ 医療費の明細書や生命保険料控除証明書など、各種控除を受けるための書類
- ⑥ 通帳など本人の預金口座番号が分かるもの（還付がある人のみ）

⑦ 筆記具・電卓

*①から⑦以外の書類が必要となる場合もあります。詳細は税務署へお問い合わせください。

■確定申告と納税の期限

● 所得税および復興特別所得税、贈与税

…3月15日㊥

● 消費税および地方消費税…3月31日㊦

■振替納税利用のお願い

納税は、便利で安心な口座振替をご利用ください。預貯金口座から自動引き落としされます。

● 所得税および復興特別所得税の振替日

…4月21日㊧

● 消費税および地方消費税の振替日

…4月26日㊨

町県民税の申告について

■町県民税の申告が必要な人

- 令和4年1月1日現在、町内在住で次のいずれにも該当しない人
- ① 所得税の確定申告をした人
- ② 所得が給与所得および公的年金のみの人

● ②に該当する人で、源泉徴収票に記載されていない控除（医療費控除、生命保険料控除、社会保険料控除など）の適用を受けようとする人

*国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している人で、収入が遺族年金などの非課税所得のみや無収入の場合でも、保険税（料）の軽減を受けるために申告が必要です。

■年金収入が400万円以下の人の申告

公的年金などの収入額が400万円以下で、そのほかの所得額が20万円以下の人は、還付を受ける場合などを除き確定申告をする必要はありません。ただし、控除を追加する場合は、町県民税の申告が必要です。

■持ち物

- ① マイナンバーカードまたはマイナンバーを確認できる書類および身元確認書類（運転免許証など）
- ② 給与・公的年金などの源泉徴収票の原本
- ③ 社会保険料（国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険、国民年金保険など）の支払証明書、医療費の明細書、生命保険料控除証明書、障害者手帳など各種控除を受けるための書類

*医療費は合計額を計算し、確定申告と同じように明細書の作成をお願いします。

■申告書の発送について

昨年、町県民税の申告をした人で申告が必要と思われる人には、1月下旬に申告書を送付しました。ご自分で記入できる人は、郵送もしくは税務課（1階6番窓口）に設置してある提出箱に直接提出してください。

問合せ 税務課 町民税グループ

☎(0564)62・1111
(内線161、162)
FAX(0564)56・6218